

平成22年報告版

(提出期間:平成23年1月1日~3月31日)

有害物ばく露作業報告書の書き方

報告対象物の年間500kg以上の製造・取扱いがある事業場については、例外なく報告が必要です。

注意！ 22年報告には変更点があります。→詳しくはP.3へ

- ・ 22年報告から報告のスケジュールがかわりました。
※今回のスケジュールの見直しに伴い、22年中の報告はありません。
- ・ 報告内容や報告様式がかわりました。

様式第21号の7(第95条の6関係)(表面)

82002 有害物ばく露作業報告書

ページ 1/1

労働保険番号	事業場の名称
事業の種類	労働者数 人
事業場の所在地	郵便番号() 電話()

ばく露作業報告対象物の名称 名称

コード 対象年 (平成 年)

対象物等の用途	ばく露作業の種類	対象物等の名称	年間製造・取扱い量	作業(取扱い)の頻率(回/日)	対象物等の物理的性状	対象物等の温度	1日当たりの作業時間	ばく露作業従事者数	発散抑制措置の状況(右に括弧で記入する。)
1	50の場合は具体的に()								50の場合は具体的に()
2	50の場合は具体的に()								50の場合は具体的に()
3	50の場合は具体的に()								50の場合は具体的に()
4	50の場合は具体的に()								50の場合は具体的に()
5	50の場合は具体的に()								50の場合は具体的に()
6	50の場合は具体的に()								50の場合は具体的に()
7	50の場合は具体的に()								50の場合は具体的に()
8	50の場合は具体的に()								50の場合は具体的に()

年 月 日 事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 報告の目的

「有害物ばく露作業報告」は、ガンなどヒトに重篤な健康障害を起こすおそれがある物質として国内外で指摘されている物質（報告対象物質※¹）について、事業者自らが、報告対象物質の製造・取扱いの状況等を調査し、その結果を労働基準監督署等に報告いただくものです。

厚生労働省では平成18年度から化学物質による労働者の健康障害のリスク評価※²を本格的に実施していますが、リスク評価の対象物質は、報告対象物質の中から選定されており、報告いただいた情報はリスク評価に活用されています。

報告対象物質が不適切に取り扱われる場合には、当該物質を取り扱う労働者の健康に深刻な影響を与えるおそれがあることから、労働者の健康を守る観点から、リスク評価を進め、リスクの高い作業の把握やその原因の解析をおこない、これに基づき適切な健康障害の防止措置をとることが重要となります。

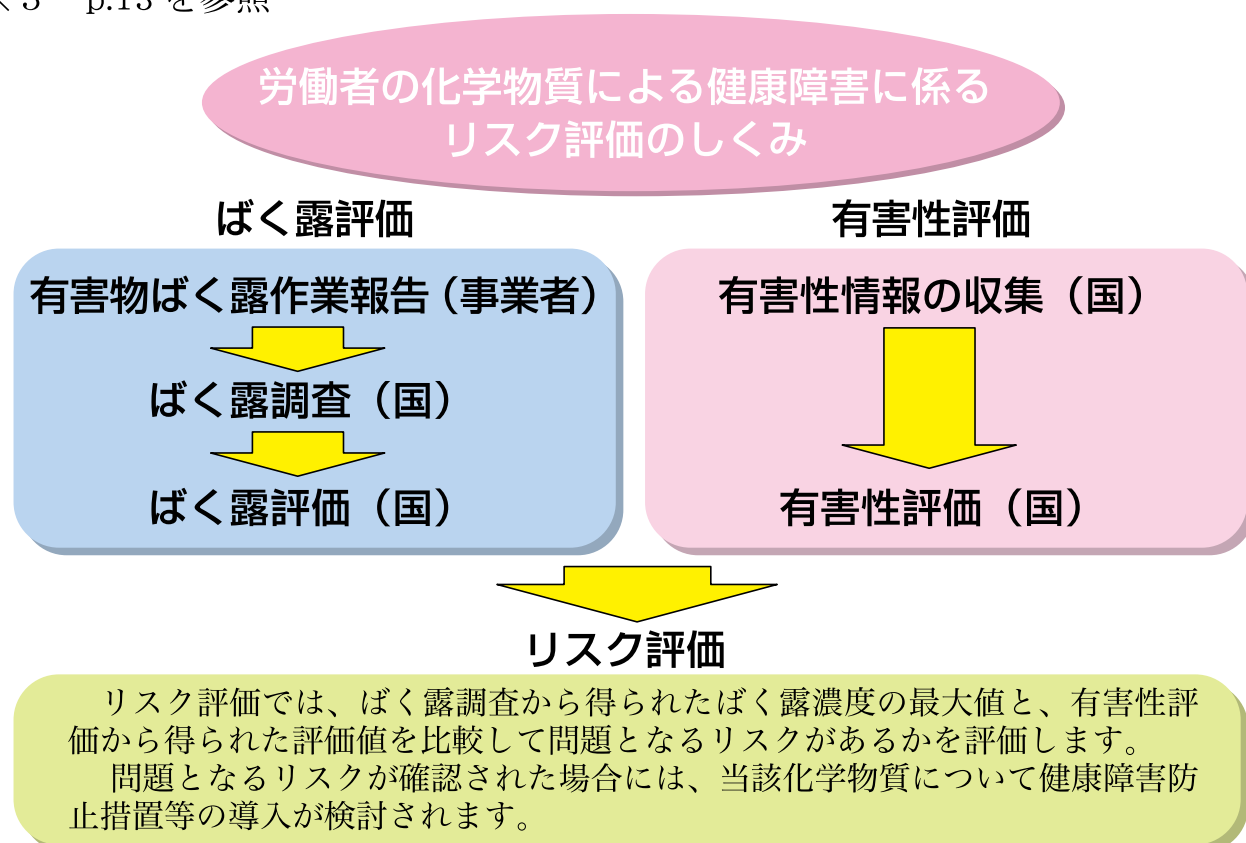
このように、有害物ばく露作業報告はリスク評価での活用等、労働者の健康を守るための大切な情報であるため、法令※³に定められた報告となっています。

事業者の方々には報告負担とは存じますが、当該報告の趣旨をご理解いただき、労働者の健康を守るため、有害物ばく露作業報告を提出してください。

※1 p.3 から p.7 までを参照

※2 下図を参照

※3 p.13 を参照



※ 詳細は、「ばく露評価ガイドライン」に記載されております。
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0107-3c.pdf>)